

くまもと マイ・リバー・サポート事業実施要項細則

(趣旨)

第1条 この細則は、くまもと マイ・リバー・サポート事業の実施に関して、くまもと マイ・リバー・サポート事業実施要項（以下「実施要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

なお、用語については、実施要項の定義を準用するものとする。

(美化活動の内容)

第2条 この事業の対象となる美化活動は、次のとおりとする。

- 一 河川区域内の清掃、除草、花の植栽（樹木の植栽は除く。）
- 二 その他知事が適当と認めるもの

(市町村への協力依頼)

第3条 知事は、次の事項について市町村長に協力を依頼するものとする。

- 一 ボランティア団体等が美化活動により収集したごみの処分
- 二 関係書類、活動用具等に関する連絡、受け渡し
- 三 この事業の周知、啓発に関する広報活動
- 四 協定の締結・変更・解除等の際の参考意見
- 五 その他市町村長が適当と認める事項

(除草サポーターの派遣)

第4条 知事は、ボランティア団体等が希望し、適当と認めるときは、ボランティア団体等が行う美化活動を補助する作業員を派遣するものとする。

2 前項の作業員を「除草サポーター」という。

(美化活動により収集したごみの運搬及び処分)

第5条 知事は、ボランティア団体等が希望し、適当と認めるときは、当該美化活動により収集したごみの運搬及び処分を行うものとする。

(美化活動に対する報償金の支給)

第6条 知事は、ボランティア団体等が同一年度（4月1日から翌3月31日までをいう。以下同じ。）の活動回数が2回以上であり、希望するときは、美化活動に対する報償金を支給するものとする。

2 前項の報償金を「活動報償金」という。

3 活動報償金の額は、ボランティア団体等が活動報償金の支給を知事に申し出した時点において、当該年度の活動内容に応じ、別表に掲げる項目に該当するポイント数を合計し、その合計したポイント数に5,000円を乗じて得た金額とする。

4 活動報償金の支給は、一年度あたり1回限りとする。

(サインボードの設置)

第7条 知事は、ボランティア団体等が希望し、相当と認めるときは、当該団体名を記載したサインボードを、活動区間内に設置するものとする。

2 サインボードの設置は、原則として活動区間の片側1区間に1基設置するものとし、活動区間の延長が長い場合においては知事の判断により適宜増設するものとする。

3 知事は、協定が解除された場合又は河川工事その他河川管理上必要がある場合には、サインボードを移設又は撤去することができるものとする。

(活動上の注意)

第8条 ボランティア団体等は、関係法令を順守し、河川管理上支障のないよう活動するものとする。

2 ボランティア団体等は、美化活動中に営利行為を行ってはならないものとする。

(植物の帰属)

第9条 ボランティア団体等が美化活動により植栽した植物は、県に帰属するものとする。

(河川管理上の指示)

第10条 知事は、河川工事その他河川管理上必要があるときは、ボランティア団体等に対し、活動日の変更又は活動の中止を求める事ができるものとし、また、ボランティア団体等が植栽した植物の剪定、移設、撤去を求めることができるものとする。

(活動の報告)

第11条 ボランティア団体等は、毎年3月31日までに、知事に当該年度の活動を報告するものとする。

(協定内容等の変更)

第12条 ボランティア団体等は、協定内容等の変更を行うときは、事前に知事に変更願を提出するものとする。

(事故等の取扱い)

第13条 ボランティア団体等は、美化活動中に事故等が発生したときは、速やかに知事に連絡し、おって事故等報告書を知事に提出するものとする。

(関係様式)

第14条 実施要項及びこの細則に関する様式は、別に定めるものとする。

附 則

この細則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年10月11日から施行する。なお、平成30年度における改正後の第6条第1項及び同条第3項に規定する年度の起算日は、平成30年4月1日とする。

別表(第6条関係)

項目	数量	ポイント
1 延べ活動人数	2 ~ 20人	1
	21 ~ 30人	2
	31 ~ 40人	3
	41 ~ 50人	4
	51人以上	5
2 延べ活動面積	500 ~ 1,000 m ²	1
	1,001 ~ 1,500 m ²	2
	1,501 ~ 2,000 m ²	3
	2,001 ~ 2,500 m ²	4
	2,501 m ² 以上	5